

概要

被災者に発症した「心停止」は、業務上の事由によるものとは認められないとした事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は、コンテナ運転手として勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、作業中に現場で倒れていたところを発見され、〇病院へ搬送されたが、死亡が確認された。直接死因は「虚血性心疾患」と検案された。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償年金及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

被災者は、出張先で作業中に倒れ、死亡したものであり、業務上のストレス、過労によるものであることは明らかである。

3 原処分庁の意見

- (1) 疾患名については、地方労災医員が「虚血性心疾患に基づく致死性不整脈の発生が最も可能性が高いものと判断する。」と意見していることから、「心停止」と判断した。
- (2) 発症直前から前日までの間に、「異常な出来事」に遭遇した事実は認められない。
- (3) 短期間の過重業務について検討すると、発症前1週間において、総労働時間数は52時間35分、時間外労働時間は12時間35分、休日は2日取得されていることから、特に長時間労働は認められない。
- (4) 長期間の過重業務について検討すると、時間外労働時間数は、発症前1か月間に88時間25分であり、発症前2か月間ないし6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最長77時間47分である。この算定は被災者が運転業務等に従事していない手待ち時間を相当程度含んで労働時間として認定しているものであり、当該認定方法により労働時間を認定してもなお、労働時間から業務と発症との関連性が強いと認めるに至らない。

始業時刻は日々の配送先により前後があるが、被災者は日勤業務であるため、概ね午前4時から6時の間であり、終業時刻はほぼ一定している。一部、勤務と勤務との間が特に短い労働も認められるが、そのような勤務が特に多いとは言えず、過重性について特に評価することはできない。

その他、評価すべき負荷要因は認められない。

これらを総合的に判断すると、被災者が発症前の長期間において、特に過重な業務に就労したとは認められない。

- (5) 以上のことから、被災者に発症した疾病は、業務起因性が認められず、業務上の事由によるものとは認められない。

4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日に「心停止」に分類される疾病を発症したと認められる。
- (2) 発症直前から前日までの間に「異常な出来事」に遭遇したかについて、夏季においては、風通しの悪いところで肉体的にもつらい作業であることは理解できるが、認定基準でいう突発的、あるいは予測困難な事態に陥るような作業は認められない。

被災当日は作業環境としても気温や湿度がやや高めではあるが、特に熱中症の発生や急激な気温の変化は認められず、急激で著しい作業環境の変化はあったとも考えられないとの医師意見がある。

- (3) 発症前1週間においては、時間外労働時間は労働時間集計表によると12時間35分である。本件発症の6日前は拘束時間が15時間50分となっているが、その後の2日間が休日であることを勘案すれば、業務の過重性は認められない。

したがって、当該期間において過重な業務に従事したとは認められない。

- (4) 被災者の発症前6か月間の時間外労働時間数については、発症前1か月間の時間外労働時間は88時間25分、発症前2か月間から6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間数は最大で77時間47分であるが、上記拘束時間の把握に当たっては、実作業時間以外に手待ち時間を含んで集計している。

手待ち時間数について検討すると、担当官が作成した「タコグラフ停止時間（30分以上）一覧」によれば、発症直前の〇月は約30時間5分、〇月（発症前3ヶ月）は26時間30分との記載があり、拘

束時間に手待ち時間が相当程度含まれているものと考えられる。

よって、被災者の実際の時間外労働時間数は前述の時間数よりも少なかったと考えられることから、過重労働と評価される「発症前2か月ないし6か月についての1か月当たり平均時間外労働時間数80時間」を超える時間外労働の実態は認められない。

さらに、休日も定期的に確保されており、業務内容も通常どおりであると認められる。

以上のことから、業務と本件疾病発症との関連性は極めて弱く、発症前概ね6か月の期間において特に過重な業務に従事したと認めることはできない。

- (5) 被災者の健康状態、既往歴等については、健康診断で「 γ -GTPが高値です。精密検査を受けてください。糖尿陽性です。血糖値が高値です。治療を継続してください。」と指摘されており、○病院医師は、糖尿病について「アルコールの制限とインシュリン注射を毎々進めるも、注射したくないとの事」と述べている。

地方労災医員は、「被災者は生前から糖尿病とコレステロール血症があり、治療も十分ではなく、動脈硬化がかなり進行していたものと考えられる。さらに冠動脈にも石灰化が認められ、発作を証明する根拠はないが、狭心症や心筋梗塞発作が発生したとしても矛盾はしない。死亡前後の状況より虚血性心疾患に基づく致死性不整脈の発生が最も可能性が高いものと判断する。」と意見している。

よって、本件疾病は、私病である基礎疾患の自然経過による相当程度の増悪を起因として発症した可能性が高いといわざるを得ない。

- (6) 以上を総合すると、被災者の本件疾病の発症を業務上の事由によるものであると認めることはできない。